

事案書（ ☒ 経営会議 ☐ 調整会議

開催日：平成25年 2月19日（火）

担当課：街づくり計画部 街づくり計画課

件 名： 大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について	
提出理由： 条例制定後約20年が経過し、駐車に関する環境の変化に合わせ、見直しをする必要が生じたことから、条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容：	
1. 背景	3. 条例改正の内容
・本市では、平成6年4月、駅周辺における路上駐車 の解消や道路交通の円滑化を目的として、「大 和市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例」（以下、条例という）を施行した。	(1) 附置義務対象建築物の規模
・条例では、一定規模以上の建築物の新築、増築、 用途変更をする場合には、敷地内に床面積に応じ た駐車台数の設置を義務付けている。	対象建築物の床面積の規模を駐車場法が基準 としている2,000㎡超に緩和する。
・しかし、条例は敷地利用に制約をかける側面があ ることから、比較的小規模な敷地における建替が 進みにくいといった状況を生じさせている。	条例の対象となる建築物の床面積
・一方で、近年、違法駐車を取り締まりの強化や時 間貸し駐車場の増加により、路上駐車が減少して おり条例制定時と比較し、状況が大きく変化して いる。	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域
・また、条例は、国土交通省の技術的助言による「標 準附置義務駐車場条例」を参考として定められてお り、都市の人口規模を規制水準の決定要因としてい る。そのため、鉄道駅1km圏内の人口カバー率が 80%を超えるなどの本市の交通利便性が考慮され ていない。	特定用途の床面積＋（非特定用途の床面積×0.5）
	現行
	改正後
	床面積1,000㎡超
	床面積2,000㎡超
	※なお、床面積が6,000㎡未満の建築物について は、附置台数の緩和措置を設けている。算定式 は条例で定めているが、上記床面積数値を用い ているため、その部分もあわせて条例改正する。
	(2) 附置義務基準台数
	床面積あたりの必要台数を特定用途について は1/2、非特定用途については3/4に緩和する。
	附置義務基準台数
	建物用途
	現行
	改正後
	商業系特定用途
	1台/150㎡
	1台/300㎡
	業務系特定用途
	1台/200㎡
	1台/400㎡
	非特定用途
	1台/450㎡
	1台/600㎡
	(3) 特例措置における隔地距離
	徒歩5分程度で到着できる距離に緩和する。
	隔地駐車場までの距離
	現 行
	改正後
	おおむね200m以内
	おおむね400m以内
2. 条例改正についての考え方	4. 周辺地区の解除
・都市計画マスタープランにおける「徒歩や自転 車を中心に公共交通機関の利用促進を図り、環境 への負荷を低減する」という考え方のもと、今後 の駐車需給バランスを考慮しながら、実態に即し た附置義務の基準に変更する。	・現在、大和駅駐車場整備地区の近接区域を周辺地 区として指定し、附置義務規制している。この規 制がこの地区の建築物の建替が進まない原因の 一つと考えられるため、解除する告示を行う。
・建築物の建替促進、駐車場出入口の減少に伴う 安全性の向上といった効果も見込まれるため、附 置義務に係る基準の緩和を行う。	5. 県内各市の状況
	・県内20万人以上の市で駐車場設置に係る条例を 制定しているのは、大和市を除き9市あり、その うち5市が条例制定後、基準を緩和する内容の条 例改正を行っている。
経 過	今後の予定
H 6. 4 条例施行	H25. 4 市民意見公募手続きの実施
H24. 5～ 条例の改正について、部内での検討	H25. 6 議案上程
駅周辺の駐車場利用状況の調査	H25. 7 改正条例施行、周辺地区の指定解除の告示